

九州大学統合移転推進本部会議規程

平成21年度九大規程第88号  
施行：平成22年4月1日  
最終改正：平成30年3月30日  
(平成29年度九大規程第92号))

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学統合移転推進本部規則（平成21年度九大規則第63号）第3条第2項の規定に基づき、統合移転推進本部会議（以下「本部会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本部会議は、統合移転推進本部本部長（以下「本部長」という。）の諮問に応じて、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画の推進に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 本部会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 統合移転推進本部副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 理事のうちから本部長が指名した者 若干人
- (4) 部局長のうちから本部長が指名した者 若干人
- (5) 統合移転事業推進室室長
- (6) 統合移転事業推進室副室長
- (7) 跡地処分統括室室長
- (8) 事務局の各部長
- (9) その他本部長が必要と認めた者

2 前項第4号及び第8号の構成員の任期は2年とする。ただし、構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

2 議長は、本部会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 本部会議が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第6条 本部会議の事務は、統合移転推進部統合移転推進課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部会議の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第92号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。